

# 第1章 地域メッシュ統計の特質・沿革

## 1 地域メッシュ統計の特質

地域メッシュ統計とは、緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（Mesh）の区域に分けて、統計データをそれぞれの区域に編成したものです。

この手法により、地域の実態をより詳細に、かつ同一の基準で把握することができるので、統計調査ごとに独自に設定される調査区の区画や面積の相違にとらわれることなく、地域間比較や時系列比較など異なる統計調査の結果を同一の条件で分析できるという特長があり、単一の調査結果からは得られない複合的かつ高度な小地域情報を得ることができます。そこで、国・地方公共団体における都市計画や地域開発、防災・環境計画、公害対策等の企画・立案のほか、市場・商圈分析、学術研究等、官民を問わず広範な分野で利用されています。

このように作成した地域メッシュ統計には、次のような利点があります。

- ① 地域メッシュは、ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分されているので、地域メッシュ相互間の事象の計量的比較が容易です。
- ② 地域メッシュは、その位置や区画が固定されていることから、市町村などの行政区域の境域変更や地形、地物の変化による調査区の設定変更などの影響を受けることがなく、地域事象の時系列的比較が容易です。
- ③ 任意の地域について、その地域内の地域メッシュのデータを合算することにより、必要な地域のデータを容易に入手できます。
- ④ 地域メッシュは、緯度・経度に基づき区画されたほぼ正方形の形状であることから、位置の表示が明確で簡便にできるので、距離に関連した分析、計算、比較が容易です。

地域メッシュ別に情報を表示する方法（以下「メッシュ法」という。）は、統計データの表示のみにとどまらず、地形、自然環境、行政地域、道路・鉄道、公共施設、文化財などの位置・範囲等を数値化して表示するなど、多くの分野で広まっています。これらの数値情報と統計データを重ね合わせて地域メッシュ別に表示あるいは分析することにより、地域メッシュ統計を更に多角的に利用することができます。

一方、地域メッシュ統計の作成については技術的な難しさもあります。地域メッシュは緯度・経度によって区切られていますが、通常、統計データは不規則な形状・面積の地域単位（調査区）で調査され、集計されています。したがって、このようなデータを地域メッシュの区画に組み替えるには、統計調査地域と地域メッシュとの対応付けを行う必要があります。この組替えには、多くの労力と時間を要しますし、組替え方法によっては、データの精度が低下するおそれがあります。

このような問題の解決のために、総務省統計局では、地域メッシュ統計の編成に当た

って、合理的な編成方法の企画、統計調査地域と地域メッシュの対応付けの工夫など、種々の改善策を図っています。

## 2 地域メッシュ統計の歴史的背景

メッシュ法の考え方は、地理学の分析手法の一つとして開発されたもので、1929年(昭和4年)にフィンランドの地理学者グラニョー(J.G. Granö)が1 km<sup>2</sup>のメッシュを用いて自然事象や社会事象の地域的分析を行った研究論文を発表したのが始まりといわれています。以後、地理学の分野で空間的な分布状況や発展過程の分析・解明の手法として多く用いられてきました。

これを我が国の官庁統計において初めて利用することとなったのは、日本の経済が高度成長下にあった昭和44年です。この年、総理府統計局(現総務省統計局)は、「国土実態総合統計」として首都圏など一部地域を対象に試験的に昭和40年国勢調査、昭和41年事業所統計調査及び昭和43年住宅統計調査に関する地域メッシュ統計を作成しました。その後、国、地方公共団体はもとより民間機関など各方面でメッシュ法による地域情報の収集、整備が進められてきています。

地域メッシュ統計が小地域の統計として必要となってきた背景には、小地域情報に対する需要の増大があります。

第一に、昭和30年代からの経済成長がもたらした人口の都市集中など、社会、経済環境の急速な変化により、国や県を始め市町村レベルにおいても地域格差の是正と均衡のとれた発展が課題となり、これに伴い、民間企業でも市場調査や合理的経営の必要性から現状認識や将来予測の基礎資料として従来よりもきめの細かい地域情報の需要が高まりました。

第二に、昭和28年に町村合併促進法が施行され、多くの市町村で合併が行われた結果、全国の市町村数は昭和25年の10,500(国勢調査時の市町村数。東京都特別区部は1市として計算。)から、合併が一段落した昭和35年には3,574に減少しました。その結果、1市町村当たりの規模が昭和25年の人口約8,000人、面積約36km<sup>2</sup>から、昭和35年には人口約27,000人、面積約107km<sup>2</sup>と3倍強に拡大されました。ところが、統計の集計・表示単位は従前どおり市町村単位のままであったことから、より小さい区域の統計データの必要性が増しました。

第三に、市町村が共同して上下水道や終末処理場などの公共施設を設置するようになり、こうした広域市町村圏の社会基盤整備計画の策定に際しては、従来の市町村単位の統計データでは不十分な場合が多くなりました。

このような変化に対応するため、総務省統計局では、主として人口統計の分野で幾つかの改善を行いました。まず、昭和35年国勢調査から、各市町村において小地域統計が得られるよう調査区別集計を行うこととしました。また、市町村の合併により市部地域

が拡大され、市部・郡部別の地域表章が都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなつたため、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として昭和35年国勢調査から「人口集中地区」(Densely Inhabited District：略称DID)を設定し、これを統計表示の地域区分としました。

このように、市町村よりも小さい統計地域区分を設定してきましたが、これらの地域区分による統計データの利用には、少なからず不便が伴います。例えば、国勢調査の調査区は、調査を実施する上で国勢調査員の調査担当区域を明確にするために設定される地域区分であり、大きさが一定でなく、かつ、形状も不規則で調査の都度その境界が変更される場合があります。したがって、同一調査区の統計データを時系列で比較することが困難な場合があるほか、調査区の位置を知るには調査区地図などの調査関係書類が必要で、現地との照合が困難であるなど利用上の不便があります。また、統計調査間で調査区的地域区分が異なる場合は統計データの比較ができません。

そこで、これらの不便を解消する小地域区分として、また、各種の統計データを共通の小地域区分で収集・比較するため、メッシュ法の導入が提案され、様々な検討を経た上で現在の「地域メッシュ」が考案され、昭和48年に行政管理庁(現総務省)により、統一的な作成方法等を定めた「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」(昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号)(以下「告示第143号」という。)として告示されました(18~20ページに参考として全文掲載)。

この告示第143号による地域メッシュの作成方法は、昭和51年1月に、日本工業規格\*(JIS)にコード「JIS C 6304」として制定され、その後、昭和62年3月1日に、「JIS X 0410」へ移行しました。さらに、平成13年6月の測量法の改正により、緯度・経度の測定は、従来の日本測地系に代えて世界測地系に従って行わなければならないこととなりました。この測量法の改正に伴い、「JIS X 0410」についても平成14年2月20日付けで改正が行われ、日本測地系の有効期間は10年間(平成24年2月まで)とするように追加されました。

\*令和元年7月1日より日本産業規格に名称変更

## 用語の解説

### < 調査区 >

統計調査を実施する際には、統計調査員の担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ調査の正確性を期するとともに、調査結果の集計及び各種統計調査の実施のための基礎資料を得ることを目的として調査区を設定しています。

統計局が実施している調査のうち全国を網羅する調査区としては、「国勢調査調査区」と「経済センサス調査区」があり、集計の単位としては、前者は昭和60年まで、後者は平成21年経済センサス-基礎調査から用いられています。なお、国勢調査については、平成2年の調査から「基本単位区」という、よりきめ細かな地域が設定され、各調査区は原則として一つまたは二つ以上の基本単位区を組み合わせて設定しており、調査区に替わって集計の単位として用いられています。

また、これらの調査区は、世帯及び事業所を調査対象とする各種統計調査の抽出単位として広く利用されています。

### < 基本単位区 >

基本単位区は、国勢調査の調査区設定の基礎単位地域とするとともに、国勢調査結果の集計上の恒久的かつ最小の地域単位として利用するため、平成2年国勢調査から導入されました。基本単位区の区画方法は、街区方式による住居表示を実施している地域については原則として街区を、それ以外の地域については街区に準じた小区画を基本単位区としています。

### 3 地域メッシュ統計の作成状況

総務省統計局が実施している統計調査のうち、その結果を地域メッシュ別に編成して地域メッシュ統計を作成している主なものは、表1のとおりです。

表1 地域メッシュ統計の作成状況（総務省統計局）

| 地域メッシュ統計名                                 | 統計調査名及び調査年次             |
|---|-------------------------|
| 昭和40年国勢調査に関する地域メッシュ統計                     | 昭和40年国勢調査               |
| 昭和45年 //                                  | 昭和45年 //                |
| 昭和50年 //                                  | 昭和50年 //                |
| 昭和55年 //                                  | 昭和55年 //                |
| 昭和60年 //                                  | 昭和60年 //                |
| 平成2年 //                                   | 平成2年 //                 |
| 平成7年 //                                   | 平成7年 //                 |
| 平成12年 //                                  | 平成12年 //                |
| 平成17年 //                                  | 平成17年 //                |
| 平成22年 //                                  | 平成22年 //                |
| 平成27年 //                                  | 平成27年 //                |
| 令和2年 //                                   | 令和2年 //                 |
| 平成21年経済センサス - 基礎調査に関する地域メッシュ統計            | 平成21年経済センサス - 基礎調査      |
| 平成26年 //                                  | 平成26年 //                |
| 平成24年経済センサス - 活動調査に関する地域メッシュ統計            | 平成24年経済センサス - 活動調査      |
| 平成28年 //                                  | 平成28年 //                |
| 令和3年 //                                   | 令和3年 //                 |
| 昭和41年事業所統計調査に関する地域メッシュ統計                  | 昭和41年事業所統計調査            |
| 昭和50年 //                                  | 昭和50年 //                |
| 昭和53年 //                                  | 昭和53年 //                |
| 昭和56年 //                                  | 昭和56年 //                |
| 昭和61年 //                                  | 昭和61年 //                |
| 平成3年 //                                   | 平成3年 //                 |
| 平成8年事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計                | 平成8年事業所・企業統計調査          |
| 平成13年 //                                  | 平成13年 //                |
| 平成18年 //                                  | 平成18年 //                |
| 昭和50年国勢調査、昭和50年事業所統計調査のリンクによる地域メッシュ統計     | 昭和50年国勢調査、昭和50年事業所統計調査  |
| 昭和55年国勢調査、昭和56年事業所統計調査のリンクによる地域メッシュ統計     | 昭和55年 // 、昭和56年 //      |
| 昭和60年国勢調査、昭和61年事業所統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計    | 昭和60年 // 、昭和61年 //      |
| 平成2年国勢調査、平成3年事業所統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計      | 平成2年 // 、平成3年 //        |
| 平成7年国勢調査、平成8年事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計   | 平成7年国勢調査、平成8年事業所・企業統計調査 |
| 平成12年国勢調査、平成13年事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計 | 平成12年 // 、平成13年 //      |
| 昭和50年・55年国勢調査結果の増減                        | 昭和50年・55年国勢調査           |
| 昭和55年・60年 //                              | 昭和55年・60年 //            |
| 昭和43年住宅統計調査に関する地域メッシュ統計                   | 昭和43年住宅統計調査             |

#### 4 地域メッシュの区分方法

##### (1) 標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードの体系

総務省統計局を始め国の行政機関が作成している地域メッシュ統計の主なものは、行政管理庁告示第143号の「標準地域メッシュ」を使用して作成されています。

この告示では、統計に用いる標準地域メッシュを、「基準地域メッシュ」、「分割地域メッシュ」及び「統合地域メッシュ」の3種類と定め、各地域メッシュの区分方法とメッシュ・コードの表示方法を規定しています。

基準地域メッシュは、図1に示す第1次地域区画を基に区画されます。第1次地域区画は、緯度を40分間隔、経度を1度間隔に区分した区画です。これを縦横に8等分した区画が第2次地域区画、さらにこれを縦横に10等分した区画が基準地域メッシュ（第3次地域区画）となります。

分割地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2分の1、4分の1又は8分の1に等分した区画です。

統合地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2倍、5倍又は10倍した区画です。なお、10倍した区画は第2次地域メッシュと同じとなります。

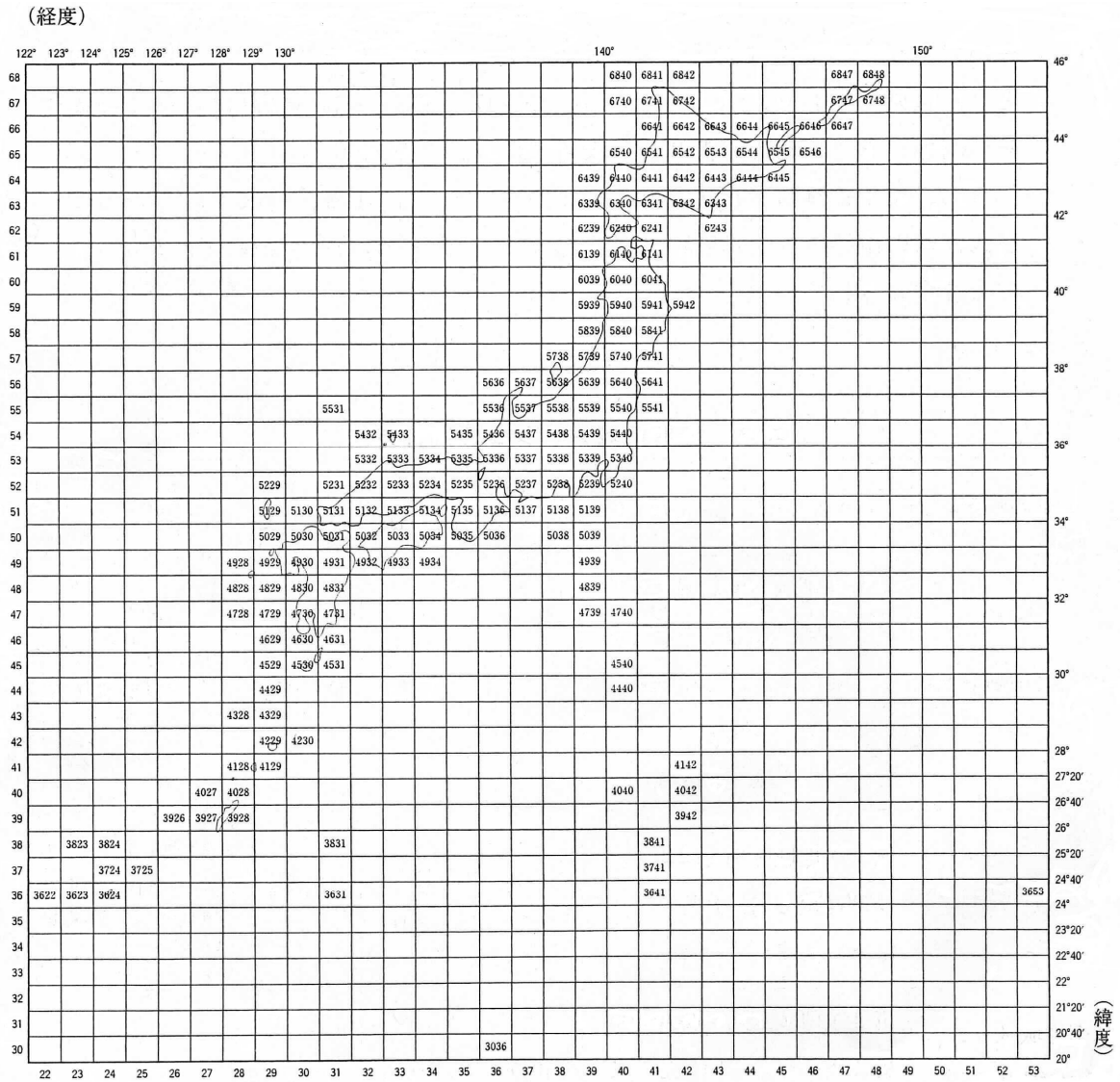
各地域メッシュの体系と地域メッシュ・コードの関係は、表2のとおりです。

**表2 標準地域メッシュの体系と地域メッシュ・コードの関係**

| 地 域 区 画 | 標 準 地 域 メ ッ シ ュ | 地域メッシュ・コードの例   |         |            |            |              |
|---------|-----------------|----------------|---------|------------|------------|--------------|
|         |                 | け た 数          |         |            |            |              |
|         |                 | ①②③④           | ⑤⑥      | ⑦⑧         | ⑨⑩⑪        |              |
| 第1次地域区画 |                 | <u>5 4 3 8</u> |         |            |            |              |
| 第2次地域区画 | 統合地域メッシュ        | 10倍地域メッシュ      | 5 4 3 8 | <u>2 3</u> |            |              |
|         |                 | 5倍地域メッシュ       | 5 4 3 8 | 2 3        | <u>4</u>   |              |
|         |                 | 2倍地域メッシュ       | 5 4 3 8 | 2 3        | <u>6 4</u> | <u>5</u>     |
| 第3次地域区画 | 基準地域メッシュ        |                | 5 4 3 8 | 2 3        | <u>4 3</u> |              |
|         | 分割地域メッシュ        | 2分の1地域メッシュ     | 5 4 3 8 | 2 3        | 4 3        | <u>1</u>     |
|         |                 | 4分の1地域メッシュ     | 5 4 3 8 | 2 3        | 4 3        | 1 <u>2</u>   |
|         |                 | 8分の1地域メッシュ     | 5 4 3 8 | 2 3        | 4 3        | 1 2 <u>3</u> |

※地域メッシュ・コードの付け方は表4を参照

図1 日本の国土にかかる第1次地域区画（世界測地系）



(注) 各区画内の数字は、第1次地域区画の地域メッシュ・コードである。

我が国において標準地域メッシュが設定される範囲は、北緯20度から46度まで、東経122度から154度までの地域で、東端が南鳥島（当該第1次地域区画の地域メッシュ・コードは3653）、西端が与那国島（同3622）、南端が沖ノ鳥島（同3036）、北端が択捉島（同6848）になります。

(2) 標準地域メッシュの区分方法と地域メッシュ・コードの付け方

ア 基準地域メッシュ

告示第143号では、第1次地域区画を縦横8等分して第2次地域区画を区画し、次いで第2次地域区画を縦横10等分して基準地域メッシュ（第3次地域区画）を区画しており、メッシュ・コードもこの体系に沿って付けられています。その関係をまとめると、表3及び表4のようになります。

なお、第1次地域区画の地域メッシュ・コードは4けたから成り、その上2けたは当該区画の南端緯度を1.5倍した値とし、その下2けたは西端経度の下2けたと同じ値として定義されています。

表3 基準地域メッシュの区分方法

| 区画の種類                 | 区分方法   | 緯度の<br>間 隔 | 経度の<br>間 隔 | 一辺の<br>長 さ | 地図との関係                     |
|-----------------------|--|------------|------------|------------|----------------------------|
| 第1次地域区画               | 全国の地域を偶数緯度及びその間隔(120分)を3等分した緯度における緯線並びに1度ごとの経線とによって分割してできる区域 | 40分        | 1度         | 約80km      | 20万分の1地勢図(国土地理院発行)の1図葉の区画  |
| 第2次地域区画               | 第1次地域区画を緯線方向及び経線方向に8等分してできる区域                                | 5分         | 7分<br>30秒  | 約10km      | 2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の1図葉の区画 |
| 基準地域メッシュ<br>(第3次地域区画) | 第2次地域区画を緯線方向及び経線方向に10等分してできる区域                               | 30秒        | 45秒        | 約1km       |                            |



表4 基準地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

| 区画の種類              | 桁数 | 地域メッシュ・コードの例 | 地域メッシュ・コードの付け方   | 該当地域 (斜線部分)  |
|--------------------|----|--------------|--|--|
| 第1次地域区画            | 4  |              | 南端緯度×1.5 (注)<br>[36×1.5=54]<br><br>西端経度の下2けた<br>[138→ 38]  | 北緯<br>36度<br>40分<br><br>北緯<br>36度<br><br>東経138度 139度 |
| 第2次地域区画            | 6  |              | 第1次地域区画の地域メッシュ・コード<br><br>第1次地域区画の縦の等分区画に南から0～7の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。<br><br>第1次地域区画の横の等分区画に西から0～7の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。 | 第1次地域区画<br>(地域メッシュ・コード5438)<br><br>                  |
| 基準地域メッシュ (第3次地域区画) | 8  |              | 第2次地域区画の地域メッシュ・コード<br><br>第2次地域区画の縦の等分区画に南から0～9の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。<br><br>第2次地域区画の横の等分区画に西から0～9の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。 | 第2次地域区画<br>(地域メッシュ・コード543823)<br><br>                |

(注) 第1次地域区画の地域メッシュ・コードの上2けたは、赤道から緯度方向に40分間隔で区分してきた場合の、0から始まる一連通し番号を表しています。この通し番号を算出するのに南端緯度を1.5倍するのは、第1次地域区画が緯度40分ごとに区画されるため、緯度の1度が1.5区画分に相当するからです。[1度÷40分=60分÷40分=1.5]

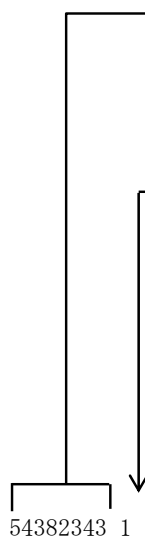
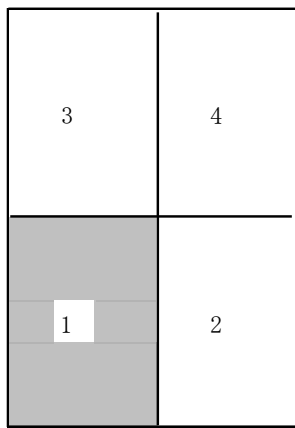
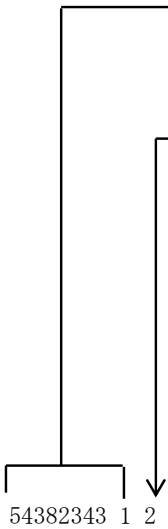
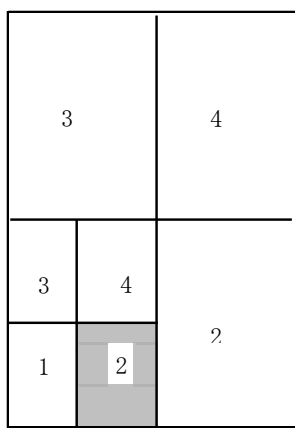
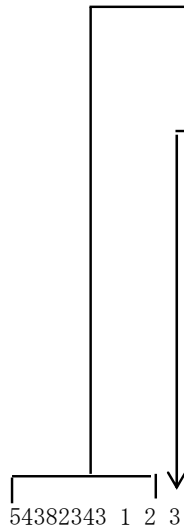
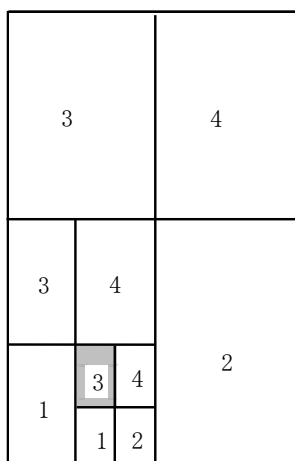
## イ 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ(以下「2分の1地域メッシュ」という。)、4分の1の地域メッシュ(以下「4分の1地域メッシュ」という。)、8分の1の地域メッシュ(以下「8分の1地域メッシュ」という。)の3種類が標準地域メッシュとして制定されています。これらの分割地域メッシュの区分方法及び地域メッシュ・コードの付け方は、表5及び表6のとおりです。

**表5 分割地域メッシュの区分方法**

| 区画の種類      | 区 分 方 法                                | 緯度の<br>間 隔 | 経度の<br>間 隔 | 一辺の<br>長 さ |
|------------|--|------------|------------|------------|
| 2分の1地域メッシュ | 基準地域メッシュ(第3次地域区画)を緯線方向、経線方向に2等分してできる区域 | 15秒        | 22.5秒      | 約500m      |
| 4分の1地域メッシュ | 2分の1地域メッシュを緯線方向、経線方向に2等分してできる区域        | 7.5秒       | 11.25秒     | 約250m      |
| 8分の1地域メッシュ | 4分の1地域メッシュを緯線方向、経線方向に2等分してできる区域        | 3.75秒      | 5.625秒     | 約125m      |

表6 分割地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

| 区画の種類          | 桁数 | 地域メッシュ・コードの例  | 地域メッシュ・コードの付け方  | 該当地域 (斜線部分)  |
|----------------|----|---|---|--|
| 2分の1<br>地域メッシュ | 9  |    | 基準地域メッシュ・コード<br><br>基準地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、南西側、南東側、北西側、北東側の順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。  | 基準地域メッシュ<br>(地域メッシュ・コード 54382343)<br>   |
| 4分の1<br>地域メッシュ | 10 |   | 2分の1地域メッシュ・コード<br><br>2分の1地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、2分の1地域メッシュと同じ順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。 | 基準地域メッシュ<br>(地域メッシュ・コード 54382343)<br>  |
| 8分の1<br>地域メッシュ | 11 |  | 4分の1地域メッシュ・コード<br><br>4分の1地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、2分の1地域メッシュと同じ順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。 | 基準地域メッシュ<br>(地域メッシュ・コード 54382343)<br> |

## 5 緯度・経度から地域メッシュ・コードを算出する方法

地域メッシュ・コードは、第1次地域区画の南端の緯度と西端の経度及び区画の細分ごとに定められた番号によって構成されています。したがって、任意の地点の地域メッシュ・コードは、その地点の緯度・経度から算出することができます。

- 地域メッシュ・コードの算出式 ※緯度・経度は10進数に変換して算出します。
- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| ・ 緯度×60分÷40分 = p 余り a      | p = 第1次地域区画を示す数字の上2けた    |
| ・ a ÷ 5分 = q 余り b          | q = 第2次地域区画を示す数字の上1けた    |
| ・ b × 60秒 ÷ 30秒 = r 余り c   | r = 基準地域メッシュを示す数字の上1けた   |
| ・ c ÷ 15秒 = s 余り d         | s = 2分の1地域メッシュの南北位置を示す数字 |
| ・ d ÷ 7.5秒 = t 余り e        | t = 4分の1地域メッシュの南北位置を示す数字 |
| ・ 経度 - 100度 = u 余り f       | u = 第1次地域区画を示す数字の下2けた    |
| ・ f × 60分 ÷ 7分30秒 = v 余り g | v = 第2次地域区画を示す数字の下1けた    |
| ・ g × 60秒 ÷ 45秒 = w 余り h   | w = 基準地域メッシュを示す数字の下1けた   |
| ・ h ÷ 22.5秒 = x 余り i       | x = 2分の1地域メッシュの東西位置を示す数字 |
| ・ i ÷ 11.25秒 = y 余り j      | y = 4分の1地域メッシュの東西位置を示す数字 |
| ・ (s × 2) + (x + 1) = m    | m = 2分の1地域メッシュを示す数字1けた   |
| ・ (t × 2) + (y + 1) = n    | n = 4分の1地域メッシュを示す数字1けた   |

基準地域メッシュ・コードは pu qv rw の順に組み合わせたもの

2分の1地域メッシュ・コードは pu qv rw m の順に組み合わせたもの

4分の1地域メッシュ・コードは pu qv rw m n の順に組み合わせたもの

また、反対に地域メッシュ・コードから当該区域の緯度・経度（南端緯度・西端経度）を算出することもできます。

## 6 地域メッシュの形状と面積

基準地域メッシュの形は一辺がほぼ1kmの正方形といわれていますが、実際にはやや横長の長方形となっています。また、基準地域メッシュは地球上のどこにあるかによって大きさが異なります。表7は、地球の形から理論的に計算した県庁所在地の基準地域メッシュの縦横の長さや面積です。

我が国は南北に長い国なので、例えば北海道庁が所在する札幌市の基準地域メッシュの横の長さが1,018mであるのに対し、沖縄県庁が所在する那覇市の基準地域メッシュの横の長さは1,249mで、その差は231mにもなります。これは、地球が球体であることから、同じ経度間隔で区切られる緯度線の長さが高緯度になるほど短くなるために起こる現象です。これに対して、縦の長さは、札幌市の基準地域メッシュの926mに対して、那覇市の基準地域メッシュが923mと、3mしか変わりません。(縦、横の長さは、国土地理院ホームページの測量計算プログラムで算出しました。)

また、基準地域メッシュの面積は約1km<sup>2</sup>といわれますが、このように南北の位置によって縦・横の長さが異なるのでその面積は、札幌市の基準地域メッシュが943,000m<sup>2</sup>、那覇市の基準地域メッシュが1,153,000m<sup>2</sup>と、那覇市の基準地域メッシュの方が札幌市の基準地域メッシュに比べ約1.2倍大きくなります。

このように、地域メッシュは、区分の仕方が同じであっても位置によって大きさが異なり、特に遠距離間で地域メッシュ統計を比較する際には、形状と大きさについて十分注意を払わなければなりません。

図2 位置による地域メッシュの形状と大きさの違い

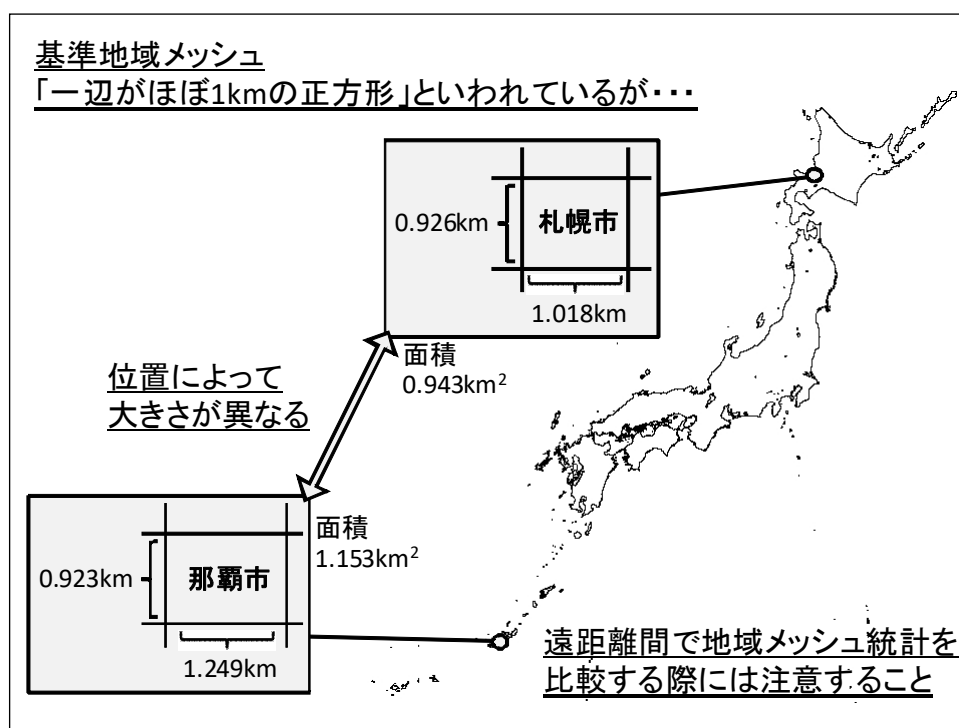


表7 都道府県庁の所在する基準地域メッシュの大きさと面積（世界測地系）

| 都道府県 | 都道府県庁所在都市名 | 都道府県庁本庁舎の所在する基準地域メッシュの区画 |             |              |       |       |                      | 当該地域メッシュを含む地形図名(2万5千分の1) |
|------|------------|--------------------------|-------------|--------------|-------|-------|----------------------|--------------------------|
|      |            | 地域メッシュ・コード               | 左下端の緯度・経度   |              | 長さ    |       | 面積(km <sup>2</sup> ) |                          |
|      |            |                          | 緯度(度,分,秒)   | 経度(度,分,秒)    | 縦(km) | 横(km) |                      |                          |
| 北海道  | 札幌市        | 6441-42-77               | 43° 03' 30" | 141° 20' 15" | 0.926 | 1.018 | 0.943                | 札幌                       |
| 青森県  | 青森市        | 6140-15-89               | 40° 49' 00" | 140° 44' 15" | 0.925 | 1.055 | 0.976                | 青森西部                     |
| 岩手県  | 盛岡市        | 5941-41-42               | 39° 42' 00" | 141° 09' 00" | 0.925 | 1.072 | 0.992                | 盛岡                       |
| 宮城県  | 仙台市        | 5740-36-29               | 38° 16' 00" | 140° 51' 45" | 0.925 | 1.094 | 1.012                | 仙台東北部                    |
| 秋田県  | 秋田市        | 5940-40-68               | 39° 43' 00" | 140° 06' 00" | 0.925 | 1.072 | 0.992                | 秋田西部                     |
| 山形県  | 山形市        | 5740-22-89               | 38° 14' 00" | 140° 21' 45" | 0.925 | 1.094 | 1.012                | 山形南部                     |
| 福島県  | 福島市        | 5640-53-07               | 37° 45' 00" | 140° 27' 45" | 0.925 | 1.102 | 1.019                | 福島南部                     |
| 茨城県  | 水戸市        | 5440-43-15               | 36° 20' 30" | 140° 26' 15" | 0.925 | 1.122 | 1.038                | 水戸                       |
| 栃木県  | 宇都宮市       | 5439-67-70               | 36° 33' 30" | 139° 52' 30" | 0.925 | 1.119 | 1.035                | 宇都宮東部                    |
| 群馬県  | 前橋市        | 5439-40-64               | 36° 23' 00" | 139° 03' 00" | 0.925 | 1.122 | 1.037                | 前橋                       |
| 埼玉県  | さいたま市      | 5339-65-21               | 35° 51' 00" | 139° 38' 15" | 0.925 | 1.129 | 1.044                | 浦和                       |
| 千葉県  | 千葉市        | 5340-30-29               | 35° 36' 00" | 140° 06' 45" | 0.925 | 1.133 | 1.047                | 千葉東部                     |
| 東京都  | 新宿区        | 5339-45-25               | 35° 41' 00" | 139° 41' 15" | 0.925 | 1.132 | 1.046                | 東京西部                     |
| 神奈川県 | 横浜市        | 5339-15-31               | 35° 26' 30" | 139° 38' 15" | 0.925 | 1.135 | 1.049                | 横浜東部                     |
| 新潟県  | 新潟市        | 5639-60-81               | 37° 54' 00" | 139° 00' 45" | 0.925 | 1.099 | 1.017                | 新潟南部                     |
| 富山県  | 富山市        | 5537-01-36               | 36° 41' 30" | 137° 12' 00" | 0.925 | 1.117 | 1.033                | 富山                       |
| 石川県  | 金沢市        | 5436-75-10               | 36° 35' 30" | 136° 37' 30" | 0.925 | 1.119 | 1.034                | 粟崎                       |
| 福井県  | 福井市        | 5436-01-77               | 36° 03' 30" | 136° 12' 45" | 0.925 | 1.126 | 1.041                | 福井                       |
| 山梨県  | 甲府市        | 5338-34-95               | 35° 39' 30" | 138° 33' 45" | 0.925 | 1.132 | 1.047                | 甲府                       |
| 長野県  | 長野市        | 5438-71-84               | 36° 39' 00" | 138° 10' 30" | 0.925 | 1.118 | 1.034                | 長野                       |
| 岐阜県  | 岐阜市        | 5336-05-67               | 35° 23' 00" | 136° 42' 45" | 0.925 | 1.136 | 1.050                | 岐阜西部                     |
| 静岡県  | 静岡市        | 5238-33-70               | 34° 58' 30" | 138° 22' 30" | 0.925 | 1.141 | 1.055                | 静岡東部                     |
| 愛知県  | 名古屋市       | 5236-67-12               | 35° 10' 30" | 136° 54' 00" | 0.925 | 1.139 | 1.053                | 名古屋北部                    |
| 三重県  | 津市         | 5236-04-70               | 34° 43' 30" | 136° 30' 00" | 0.924 | 1.145 | 1.058                | 津東部                      |
| 滋賀県  | 大津市        | 5235-46-09               | 35° 00' 00" | 135° 51' 45" | 0.925 | 1.141 | 1.055                | 京都東北部                    |
| 京都府  | 京都市        | 5235-46-20               | 35° 01' 00" | 135° 45' 00" | 0.925 | 1.141 | 1.055                | 京都東北部                    |
| 大阪府  | 大阪市        | 5235-04-21               | 34° 41' 00" | 135° 30' 45" | 0.924 | 1.145 | 1.059                | 大阪東北部                    |
| 兵庫県  | 神戸市        | 5235-01-24               | 34° 41' 00" | 135° 10' 30" | 0.924 | 1.145 | 1.059                | 神戸首部                     |
| 奈良県  | 奈良市        | 5235-06-26               | 34° 41' 00" | 135° 49' 30" | 0.924 | 1.145 | 1.059                | 奈良                       |
| 和歌山県 | 和歌山市       | 5135-21-73               | 34° 13' 30" | 135° 09' 45" | 0.924 | 1.152 | 1.065                | 和歌山                      |
| 鳥取県  | 鳥取市        | 5334-21-09               | 35° 30' 00" | 134° 14' 15" | 0.925 | 1.134 | 1.049                | 鳥取北部                     |
| 島根県  | 松江市        | 5333-10-64               | 35° 28' 00" | 133° 03' 00" | 0.925 | 1.135 | 1.049                | 松江                       |
| 岡山県  | 岡山市        | 5133-77-94               | 34° 39' 30" | 133° 55' 30" | 0.924 | 1.146 | 1.059                | 岡山南部                     |
| 広島県  | 広島市        | 5132-43-76               | 34° 23' 30" | 132° 27' 00" | 0.924 | 1.149 | 1.063                | 広島                       |
| 山口県  | 山口市        | 5131-23-27               | 34° 11' 00" | 131° 27' 45" | 0.924 | 1.152 | 1.065                | 山口                       |
| 徳島県  | 徳島市        | 5134-04-74               | 34° 03' 30" | 134° 33' 00" | 0.924 | 1.154 | 1.067                | 徳島                       |
| 香川県  | 高松市        | 5134-40-03               | 34° 20' 00" | 134° 02' 15" | 0.924 | 1.150 | 1.063                | 高松北部                     |
| 愛媛県  | 松山市        | 5032-66-01               | 33° 50' 00" | 132° 45' 45" | 0.924 | 1.157 | 1.069                | 松山北部                     |
| 高知県  | 高知市        | 5033-24-72               | 33° 33' 30" | 133° 31' 30" | 0.924 | 1.161 | 1.073                | 高知                       |
| 福岡県  | 福岡市        | 5030-33-23               | 33° 36' 00" | 130° 24' 45" | 0.924 | 1.160 | 1.072                | 福岡                       |
| 佐賀県  | 佐賀市        | 4930-62-93               | 33° 14' 30" | 130° 17' 15" | 0.924 | 1.165 | 1.077                | 佐賀南部                     |
| 長崎県  | 長崎市        | 4929-06-99               | 32° 44' 30" | 129° 51' 45" | 0.924 | 1.172 | 1.083                | 長崎東南部                    |
| 熊本県  | 熊本市        | 4930-15-49               | 32° 47' 00" | 130° 44' 15" | 0.924 | 1.171 | 1.082                | 熊本                       |
| 大分県  | 大分市        | 4931-64-89               | 33° 14' 00" | 131° 36' 45" | 0.924 | 1.165 | 1.077                | 大分                       |
| 宮崎県  | 宮崎市        | 4731-63-93               | 31° 54' 30" | 131° 24' 45" | 0.924 | 1.182 | 1.092                | 宮崎                       |
| 鹿児島県 | 鹿児島市       | 4730-24-74               | 31° 33' 30" | 130° 33' 00" | 0.924 | 1.187 | 1.097                | 鹿児島南部                    |
| 沖縄県  | 那覇市        | 3927-25-54               | 26° 12' 30" | 127° 40' 30" | 0.923 | 1.249 | 1.153                | 那覇                       |

注) 1 都道府県本庁舎の位置は、国土地理院が2万5千分の1地形図の上で計測した緯度・経度によっています。

2 各基準地域メッシュの縦・横の長さは、国土地理院ホームページの測量計算プログラムで算出しました。

3 各基準地域メッシュの面積は、縦の長さ×横の長さで算出しました。

## 7 国土にかかる地域メッシュ数

### (1) 国土にかかる地域メッシュ数（世界測地系）

全国土を標準地域メッシュの体系に基づいて区画すると、第1次地域区画で176に区画されます。これを都道府県ごとに、その区域にかかる地域メッシュ数を数えたものが表8です。

### (2) 常住者のいる地域メッシュ数（世界測地系）

表9は、令和2年国勢調査に関する地域メッシュ統計から求めた、全国及び都道府県の常住者のいる（人口のある）地域メッシュ数です。

表8 各都道府県の区域にかかる地域メッシュ数一覧（世界測地系）

（令和2年10月1日現在）

|         | 第1次地域区画 | 第2次地域区画 | 基準地域メッシュ<br>(第3次地域区画) | 2分の1地域メッシュ | 4分の1地域メッシュ |
|---------|---------|---------|-----------------------|------------|------------|
| 全 国     | 176     | 4,888   | 388,757               | 1,524,846  | 6,030,077  |
| 01 北海道  | 40      | 1,133   | 91,959                | 362,539    | 1,438,752  |
| 02 青森県  | 8       | 153     | 10,511                | 40,911     | 161,036    |
| 03 岩手県  | 7       | 193     | 15,970                | 62,841     | 249,008    |
| 04 宮城県  | 5       | 112     | 7,852                 | 30,328     | 118,723    |
| 05 秋田県  | 6       | 157     | 12,233                | 47,977     | 190,037    |
| 06 山形県  | 6       | 124     | 9,597                 | 37,730     | 149,492    |
| 07 福島県  | 6       | 176     | 13,932                | 54,857     | 217,520    |
| 08 茨城県  | 5       | 90      | 6,246                 | 24,275     | 95,623     |
| 09 栃木県  | 4       | 84      | 6,455                 | 25,344     | 100,371    |
| 10 群馬県  | 5       | 91      | 6,475                 | 25,269     | 99,713     |
| 11 埼玉県  | 4       | 54      | 3,867                 | 15,024     | 59,185     |
| 12 千葉県  | 5       | 81      | 5,319                 | 20,572     | 80,709     |
| 13 東京都  | 21      | 85      | 2,676                 | 9,623      | 36,136     |
| 14 神奈川県 | 4       | 45      | 2,602                 | 9,884      | 38,345     |
| 15 新潟県  | 7       | 190     | 13,065                | 50,865     | 200,461    |
| 16 富山県  | 4       | 62      | 4,392                 | 17,031     | 67,027     |
| 17 石川県  | 5       | 78      | 4,511                 | 17,202     | 67,035     |
| 18 福井県  | 4       | 72      | 4,427                 | 16,974     | 66,213     |
| 19 山梨県  | 3       | 66      | 4,500                 | 17,549     | 69,264     |
| 20 長野県  | 8       | 176     | 13,540                | 53,156     | 210,621    |
| 21 岐阜県  | 6       | 137     | 10,603                | 41,590     | 164,553    |
| 22 静岡県  | 7       | 114     | 7,862                 | 30,552     | 120,284    |
| 23 愛知県  | 6       | 78      | 5,334                 | 20,584     | 80,584     |
| 24 三重県  | 5       | 94      | 6,073                 | 23,265     | 90,544     |
| 25 滋賀県  | 4       | 56      | 4,055                 | 15,759     | 62,090     |
| 26 京都府  | 5       | 76      | 4,810                 | 18,460     | 72,072     |
| 27 大阪府  | 2       | 37      | 2,081                 | 7,818      | 30,174     |
| 28 兵庫県  | 6       | 122     | 8,568                 | 33,183     | 130,404    |
| 29 奈良県  | 5       | 53      | 3,716                 | 14,406     | 56,604     |
| 30 和歌山県 | 5       | 75      | 4,870                 | 18,717     | 73,079     |
| 31 鳥取県  | 4       | 60      | 3,644                 | 13,988     | 54,773     |
| 32 島根県  | 10      | 116     | 6,973                 | 26,827     | 104,988    |
| 33 岡山県  | 6       | 98      | 7,209                 | 27,981     | 110,024    |
| 34 広島県  | 4       | 117     | 8,754                 | 33,692     | 131,609    |
| 35 山口県  | 7       | 108     | 6,617                 | 24,869     | 95,921     |
| 36 徳島県  | 4       | 62      | 4,197                 | 16,252     | 63,698     |
| 37 香川県  | 2       | 47      | 2,232                 | 8,027      | 30,274     |
| 38 愛媛県  | 5       | 109     | 6,246                 | 23,291     | 89,291     |
| 39 高知県  | 6       | 108     | 7,146                 | 27,659     | 108,482    |
| 40 福岡県  | 5       | 84      | 5,148                 | 19,705     | 76,796     |
| 41 佐賀県  | 4       | 42      | 2,543                 | 9,674      | 37,636     |
| 42 長崎県  | 10      | 129     | 5,502                 | 19,338     | 70,793     |
| 43 熊本県  | 5       | 111     | 7,506                 | 28,908     | 112,899    |
| 44 大分県  | 5       | 96      | 6,413                 | 24,732     | 96,793     |
| 45 宮崎県  | 5       | 102     | 7,546                 | 29,385     | 115,750    |
| 46 鹿児島県 | 18      | 208     | 9,937                 | 36,778     | 140,924    |
| 47 沖縄県  | 15      | 114     | 2,951                 | 9,978      | 36,026     |

（注） 都道府県の境界にかかる地域メッシュは、それぞれの都道府県ごとに数えています。したがって、各都道府県にかかる地域メッシュ数の合計は全国の数と一致しません。



表9 都道府県別常住者のいる地域メッシュ数一覧（世界測地系）

（令和2年国勢調査）

|         | 第1次地域区画 | 第2次地域区画 | 基準地域メッシュ<br>(第3次地域区画) | 2分の1地域メッシュ | 4分の1地域メッシュ |
|---------|---------|---------|-----------------------|------------|------------|
| 全 国     | 151     | 4,300   | 176,962               | 466,156    | 1,163,757  |
| 01 北海道  | 32      | 824     | 19,799                | 40,609     | 74,201     |
| 02 青森県  | 8       | 128     | 3,545                 | 8,434      | 19,591     |
| 03 岩手県  | 7       | 175     | 6,659                 | 16,693     | 38,322     |
| 04 宮城県  | 5       | 96      | 4,595                 | 12,798     | 31,297     |
| 05 秋田県  | 6       | 123     | 4,104                 | 9,737      | 21,641     |
| 06 山形県  | 6       | 98      | 3,247                 | 7,947      | 18,267     |
| 07 福島県  | 6       | 151     | 6,547                 | 17,622     | 41,368     |
| 08 茨城県  | 5       | 85      | 5,091                 | 16,507     | 46,946     |
| 09 栃木県  | 4       | 74      | 4,102                 | 12,756     | 34,958     |
| 10 群馬県  | 4       | 72      | 3,056                 | 8,883      | 25,107     |
| 11 埼玉県  | 4       | 50      | 3,078                 | 10,458     | 33,850     |
| 12 千葉県  | 5       | 75      | 4,616                 | 15,089     | 44,144     |
| 13 東京都  | 11      | 55      | 1,611                 | 5,448      | 18,739     |
| 14 神奈川県 | 3       | 41      | 1,852                 | 6,250      | 20,896     |
| 15 新潟県  | 7       | 151     | 5,249                 | 13,225     | 31,075     |
| 16 富山県  | 4       | 51      | 1,817                 | 5,475      | 15,783     |
| 17 石川県  | 5       | 65      | 2,260                 | 5,509      | 13,152     |
| 18 福井県  | 4       | 56      | 1,718                 | 4,379      | 10,460     |
| 19 山梨県  | 3       | 50      | 1,700                 | 4,571      | 11,949     |
| 20 長野県  | 7       | 142     | 5,159                 | 13,758     | 35,172     |
| 21 岐阜県  | 6       | 114     | 4,012                 | 10,582     | 27,413     |
| 22 静岡県  | 7       | 101     | 4,165                 | 11,635     | 32,143     |
| 23 愛知県  | 5       | 75      | 3,961                 | 12,336     | 37,411     |
| 24 三重県  | 4       | 86      | 3,073                 | 8,397      | 21,424     |
| 25 滋賀県  | 4       | 50      | 1,835                 | 5,009      | 12,736     |
| 26 京都府  | 5       | 66      | 2,561                 | 6,326      | 15,201     |
| 27 大阪府  | 2       | 33      | 1,530                 | 5,088      | 17,181     |
| 28 兵庫県  | 6       | 113     | 5,133                 | 13,855     | 36,239     |
| 29 奈良県  | 5       | 44      | 1,628                 | 4,333      | 11,370     |
| 30 和歌山県 | 3       | 66      | 2,237                 | 5,479      | 13,051     |
| 31 鳥取県  | 4       | 52      | 1,763                 | 4,083      | 8,913      |
| 32 島根県  | 9       | 99      | 4,058                 | 9,645      | 20,681     |
| 33 岡山県  | 4       | 88      | 4,833                 | 12,613     | 30,274     |
| 34 広島県  | 4       | 106     | 5,510                 | 13,975     | 33,174     |
| 35 山口県  | 7       | 97      | 3,956                 | 9,636      | 22,458     |
| 36 徳島県  | 4       | 57      | 2,127                 | 5,460      | 13,377     |
| 37 香川県  | 2       | 39      | 1,601                 | 4,673      | 13,409     |
| 38 愛媛県  | 5       | 95      | 3,291                 | 7,860      | 18,418     |
| 39 高知県  | 6       | 96      | 3,108                 | 6,972      | 14,603     |
| 40 福岡県  | 3       | 74      | 3,769                 | 11,342     | 32,537     |
| 41 佐賀県  | 4       | 39      | 1,847                 | 5,225      | 13,325     |
| 42 長崎県  | 9       | 108     | 3,266                 | 8,631      | 21,087     |
| 43 熊本県  | 5       | 102     | 4,425                 | 11,529     | 27,643     |
| 44 大分県  | 5       | 90      | 3,908                 | 9,776      | 21,685     |
| 45 宮崎県  | 5       | 93      | 3,413                 | 8,565      | 19,789     |
| 46 鹿児島県 | 16      | 173     | 5,690                 | 14,442     | 33,469     |
| 47 沖縄県  | 11      | 84      | 1,354                 | 3,438      | 8,693      |

(注) 都道府県の境界にかかる地域メッシュは、それぞれの都道府県ごとに数えています。したがって、全国を一つの地域として数えた地域メッシュ数と、都道府県にかかる地域メッシュ数を足し上げた数値は一致しません。

## 参 考

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード

[昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号]

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コードを定めたので、次のとおり告示する。

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード

### 1 標準地域メッシュ

統計に用いる標準地域メッシュは、基準地域メッシュ、基準地域メッシュを分割した地域メッシュ（以下「分割地域メッシュ」という。）および基準地域メッシュを統合した地域メッシュ（以下「統合地域メッシュ」という。）とする。

#### (1) 基準地域メッシュ

基準地域メッシュは、次に定める方法により作成する。

- ア 全国の地域を1度ごとの経線ならびに偶数緯度およびその間隔を3等分した緯度における緯線とによって分割して第1次地域区画を作る。
- イ 第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して第2次地域区画を作る。
- ウ 第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して第3次地域区画を作り、これを基準地域メッシュとする。

#### (2) 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ（以下「2分の1地域メッシュ」という。）、4分の1の地域メッシュ（以下「4分の1地域メッシュ」という。）および8分の1の地域メッシュ（以下「8分の1地域メッシュ」という。）とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

| 名 称        | 作 成 方 法                     |
|------------|-----------------------------|
| 2分の1地域メッシュ | 基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分する。 |
| 4分の1地域メッシュ | 基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に4等分する。 |
| 8分の1地域メッシュ | 基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に8等分する。 |

#### (3) 統合地域メッシュ

統合地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2倍の地域メッシュ（以下「2倍地域メッシュ」という。）、5倍の地域メッシュ（以下「5倍地域メッシュ」という。）および10倍の地域メッシュ（以下「10倍地域メッシュ」という。）とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

| 名 称       | 作 成 方 法                    |
|-----------|----------------------------|
| 2倍地域メッシュ  | 第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分する。 |
| 5倍地域メッシュ  | 第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分する。 |
| 10倍地域メッシュ | 第2次地域区画とする。                |

## 2 標準地域メッシュ・コード

標準地域メッシュのコードは、地域メッシュの種類ごとに、次により定める数字とする。

### (1) 基準地域メッシュのコード

基準地域メッシュのコードは、次に定める第1次地域区画、第2次地域区画および第3次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた8けたの数字とする。

ア 第1次地域区画を示す数字は、区画の南端緯度を1.5倍して得られる度数を示す2けたの数字および西端経度を示す数字から100を減じて得られる2けたの数字をこの順に組み合わせた4けたの数字とする。

イ 第2次地域区画を示す数字は、第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0から7までの数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。

ウ 第3次地域区画を示す数字は、第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0から9までの数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。

### (2) 分割地域メッシュのコード

分割地域メッシュのコードは、次のとおりとする。

ア 2分の1地域メッシュのコードは、基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付してそれぞれの区画を示す数字とし、これを当該基準地域メッシュのコードの次に加えた9けたの数字とする。

イ 4分の1地域メッシュのコードは、2分の1地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、アと同じ方法により付した数字を2分の1地域メッシュのコードの次に加えた10けたの数字とする。

ウ 8分の1地域メッシュのコードは、4分の1地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、アと同じ方法により付した数字を4分の1地域メッシュのコードの次に加えた11けたの数字とする。

(3) 統合地域メッシュのコード

統合地域メッシュのコードは、次のとおりとする。

ア 2倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュが属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に、当該第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0、2、4、6および8の数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた数字をそれぞれの区画を示す数字として加え、その次に数字の5を加えた9けたの数字とする。

イ 5倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュが属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に、当該第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付し、それぞれの区画を示す数字として加えた7けたの数字とする。

ウ 10倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュの属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字とする。

(4) コードの一部の省略

標準地域メッシュ・コードの使用にあたっては、その一部である上位のけたを省略することができる。その際は、省略されたコードが標準地域メッシュ・コードのどの位置に当たるかを明示する必要がある。